

**廃棄物分類表**

(この廃棄物分類表は当調査のためのものです)

産業廃棄物の分類コードについて、「(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの」に該当する場合は(2)の分類番号を記載し、(2)以外の産業廃棄物については「(1) 産業廃棄物に関するもの」の分類番号を記載してください。

**(1) 産業廃棄物に関するもの**

種類	区分	分類番号	具 体 例	
燃 え 殻		0100	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン等	
	水 銀 含 有	0101	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻	
	汚 泥 状 の も の	有機性汚泥 (排水処理汚泥)	0210	活性汚泥 (余剰汚泥)、製紙汚泥、ビルビット汚泥 (し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥 (水洗を主とする場合)、洗毛汚泥等
		有機性汚泥 (排水処理以外)	0211	イースト菌培養残さ
		無機性汚泥 (排水処理汚泥)	0220	鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、その他の排水処理汚泥等
		無機性汚泥 (排水処理以外)	0221	金属さび粉体、廃ショットプラスト (さび落としたものに限り)、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫酸、腐食塩、廃芒硝、廃尿素
		建設汚泥	0225	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		水銀含有汚泥	0227	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥
		上水汚泥	0226	浄水場汚泥
		下水汚泥	0217	下水処理汚泥
廃 油	一般廃油	0310	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、廃塗料 (油性のものに限る)、廃インク (油性のものに限る)	
	植物性油脂	0315	アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油	
	動物性油脂	0316	魚油、鯨油、豚脂、牛脂等	
	廃 溶 剤	0320	ハロゲン化炭化水素類、アルコール、ケトン	
	固 形 油	0330	アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル	
	油 で い	0340	タンクスラッジ	
廃 酸 (を呈するもの)		0400	硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、ギ酸、酢酸、酒石酸等の廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液	
	水 銀 含 有	0401	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃酸	
廃 アルカリ (を呈するもの)		0500	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、金属石けん等の廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液	
	水 銀 含 有	0501	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃アルカリ	
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	【熱硬化性樹脂くず】 フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂 【熱可塑性樹脂くず】 塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂  【合成繊維くず】 ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維 (合成繊維が主体のもの)  【その他】 FRP (繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、廃塗料 (固形状のものに限る)、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他各種プラスチック製品くず	
		0620	廃タイヤ	
	石 綿 含 有	0630	上記のうち、石綿含有産業廃棄物 (非飛散性) であるもの	

紙 く ず		0700	①パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業 (印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ラミネート紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール等の紙くず。 ②PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	建設業に係る紙くず	0710	建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) に係る紙くず
木くず	木くず	0800	①木材又は木製品製造業 (家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品貸貸業に係る木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類 ②PCBが染み込んだもの
	パレット	0801	貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)
建設業に係る木くず		0810	建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) に係る木くず
	繊維くず	0900	①繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係る羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維 (天然繊維が主体のもの)。 ②PCBが染み込んだもの
建設業に係る繊維くず		0910	建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) に係る繊維くず
動・植物性残さ		1000	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、つけ物くず、小麦、米、大豆製造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒークず、綿実油かす、製品くず、香料、生薬抽出残さ等
動物系固形不要物		1050	と畜場においてとどつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴ ム く ず		1100	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス等
金 属 く ず		1200	切粉、ショットプラスト (金属のみがきに使用したものに限る)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、鋼くず、アルミくず等
ガラスくず等	ガラスくず	1302	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用要ガラス器具、薬品びん等
	陶磁器くず	1303	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、モルタルハツリくず、石膏ボード製品くず等
	コンクリート製品くず	1304	コンクリート製品くず (製品の製造過程で生じるコンクリートくず等)
石綿含有		1305	上記のうち、石綿含有産業廃棄物 (非飛散性) であるもの
鉱さい	廃 砂	1401	鋳物廃砂、サンドプラスト廃砂 (塗料かすを含む物を除く) 等
	その 他 の 鉱 さ い	1403	転炉、高炉、平炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす、廃土石類 (鉱石の加工の際生じるものに限る) 等
	水銀含有鉱さい	1404	水銀を15mg/kgを超えて含有する鉱さい
がれき類 (工作物の新築・改築、解体作業で発生するもの)	コンクリート片	1510	コンクリートの破片、コンクリートブロックの破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	そ の 他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、かわら、土管、陶管、タイル、断熱材、石膏ボードの破片等
石綿含有		1540	上記のうち、石綿含有産業廃棄物 (非飛散性) であるもの
動物の糞尿		1600	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる、牛の糞尿、馬の糞尿、豚の糞尿、鶏の糞尿
動物の死体		1700	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる牛の死体、馬の死体、豚の死体、鶏の死体
ば い じ ん		1800	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって、集められたもの。
	水 銀 含 有	0401	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん
13 号 廃 棄 物		1900	処分するために処理したもの (コンクリート固型化等)、メッキ汚泥固形物
水銀使用製品産業廃棄物		6417	水銀を使用した製品 (照明器具、体温計、電池類等)

(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
引火性廃油	0311	0311	産業廃棄物である揮発油等、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）
腐食性廃酸	0401	0401	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ	0501	0501	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの
感染性廃棄物	2091	2091	医療関係機関等から排出される産業廃棄物であって、人が感染し、若しくは感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）等	2201	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	2301	産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	2401	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <p>①廃油 PCB 0.5mg/kg以下</p> <p>②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L以下</p> <p>③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着又は封入が無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg以下）</li> <li>・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100m<sup>2</sup>以下）</li> <li>・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg以下）</li> </ul> <p>④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/検体L以下</p>
	廃石綿等	2101	建築物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保湿材を除去したものと及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など）など。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設の集じん施設で集められた飛散性の石綿など。
	特定有害廃水銀等	2102	特定施設において生じた廃水銀等
	その他	2500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物</li> <li>・環境省令で定める判定基準に適合しない鉱さい</li> <li>・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物</li> <li>・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物</li> </ul>

建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものはもれなく調査票に記入してください。この例示以外のものも発生している場合は、「廃棄物分類表」を参照のうえ、記入してください。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事	トタン、ブリキ等加工くず	金属くず	1200
	プラスチック内装材切りくず	廃プラスチック類	0610
	プラスチック梱包材くず	廃プラスチック類	0610
	木材破片	木くず	0810
	ガラスくず	ガラスくず	1302
木造家屋解体工事	屋根瓦、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	木材破片	木くず	0810
コンクリート建屋（新築工事）	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
	石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	その他のがれき類	1530
	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
	モルタルハツリくず	陶磁器くず	1303
	ガラスくず	ガラスくず	1302
コンクリート建屋（解体工事）	プラスチック内装材くず	廃プラスチック類	0610
	鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ	金属くず	1200
	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510
橋梁、高架橋工事	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
	コンクリート構造物破片	コンクリート片	1510
	石膏ボードの破片、その他解体残材	その他のがれき類	1530
鉄骨工事	廃石綿	廃石綿等	2101
	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	金属くず	1200
地下鉄、ずい道、下水道敷設工事	場所打杭工法の泥水	無機性汚泥	0220
塗装工事	支保工等の鋼残材	金属くず	1200
	ビニルシート、塗料かす（固形）	廃プラスチック類	0610
土地・宅地造成、掘削、林道、治山、砂防、災害復旧等の土木工事	塗料かす（液状）	一般廃油	0310
	コンクリートハツリくず	陶磁器くず	1303
道路舗装工事	既存建物解体残材	コンクリート片	1510
	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520
電気工事	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510
	電柱（コンクリート製）	コンクリート片	1510
	電線くず	金属くず	1200
	被覆くず	廃プラスチック類	0610
設備給排水工事	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520
	塩ビ管	廃プラスチック類	0610
	コンクリート管、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	鉄等の金属片、スクラップ	金属くず	1200